**井原市指名競争入札執行要領**

（目的）

第１条　この要領は、井原市が発注する建設工事等に係る指名競争入札事務について必要な事項を定め、事務の標準化を図ることを目的とする。

（指名業者の選考及び決定）

第２条　市長は、入札に参加する業者（以下「指名業者」という。）を入札指名審議会（以下「指名審」という。）の選考を得て、決定するものとする。

（入札執行日時等の通知）

第３条　総務部財政課長（以下「財政課長」という。）は、指名業者が決定したときは、現場説明並びに入札の期日、時刻及び場所を定め、「工事入札について（通知）」（様式第１号）により通知するものとする。

２　前項の場合において必要があると認めるときは、入札に付す建設工事等を主管する課の長（以下「工事主管課長」という。）と協議しなければならない。

（入札会場公開）

第４条　市長は、入札施行日時等が決定した場合は、速やかに公告を行い、入札会場を公開しなければならない。

２　入札会場における公開手続に関しては、井原市建設工事等入札公開事務取扱要領（平成６年７月１日施行）によるものとする。

（見積期間）

第５条　財政課長は、前条の入札の期日を定めるときは、次に掲げる見積期間を考慮しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、第２号及び第３号に定める期間をそれぞれ５日以内に限り短縮することができる。

（1）　工事１件の予定価格が５００万円未満の工事については、１日以上

（2）　工事１件の予定価格が５００万円以上５，０００万円未満の工事については、１０日以上

（3）　工事１件の予定価格が５,０００万円以上の工事については、１５日以上

（設計図書の閲覧等）

第６条　財政課長は、工事主管課長と協議のうえ、単価抜き設計書等を指名業者に提示するとともに閲覧場所を通知し、必要に応じて現場の説明を行うものとする。

（入札執行者）

第７条　入札執行者は、市長が指名するものとする。ただし、入札執行者が都合により入札の執行ができない場合は、入札執行者が指名した者が代行するものとする。

（入札立会人）

第８条　入札立会人は、市長が指名した職員とする。

（入札執行補助者）

第９条　入札執行補助者（以下「補助者」という。）は、財政課長が指名した職員若干名とする。

（予定価格の保管等）

第10条　入札執行者は、井原市財務規則（昭和３９年井原市規則第８号）による所定の手続により、予定価格書（予定価格を記載した書面を封書にしたもの）を入札執行に必要な時期まで確実な方法で保管し、秘密の保持に努めなければならない。

（入札室）

第11条　入札執行者は、入札室の選定にあたっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所及び入札会場公開に適した場所を考慮しなければならない。

２　入札執行者は、市長が別に定める「入札心得」を入札室及び入札控室に掲示する等の方法により、その内容を入札者に周知させるよう努めなければならない。

（入札日時の厳守）

第12条　入札執行者は、やむを得ない理由がある場合を除き、入札日時を変更することはできない。

（指名業者の受付）

第13条　財政課長は、入札に参加する指名業者を受付簿（様式第２号）により、入札に付する建設工種ごとに受付けるものとする。

２　財政課長は、入札する者が代理人であるときは、代理人資格を確認するため入札前において当該代理権限の所在を証する委任状を入札しようとする建設工事ごとに提出させなければならない。

（入札工事の掲示）

第14条　財政課長は、入札の適正かつ円滑な執行を図るため、入札に付する一覧を受付会場に掲示するものとする。

（入札室への入室及び指名業者の確認）

第15条　入札執行者は、定刻に指名業者を順次入室させるものとし、補助者に指名業者名を読み上げさせ確認するものとする。

（入札の宣言）

第16条　入札執行者は、入札に付する建設工事名を告げ、入札の執行を宣言する。

２　議会の議決を必要とする契約にあっては、落札決定後に仮契約書により仮契約を締結し、議会の可決を経たときに本契約とみなし、改めて契約の締結はしない旨を宣言する。

（内容の確認）

第17条　入札執行者は、落札後において紛争が生じないよう、入札の開始前に当該工事の内容について、疑義又は不明な点の有無を確認しなければならない。

（入札書等の提出）

第18条　入札執行者は、指名業者に必要な事項を市が定める入札書に記載させ、記名押印のうえ入札箱へ投入させるものとする。なお、２回目の入札は、入札書に「再」を記載し投入させるものとする。

２　前項の入札は、指名業者の代理人に行わせることができるものとする。

３　建設工事の指名業者は、井原市の指定する様式にて、１回目の入札書に対応する入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出するものとする。

４　測量・建設コンサルタントの指名業者は、任意様式にて、入札室から退室する際、１回目の入札書に対応する内訳書を提出するものとする。

（開札）

第19条　入札執行者は、入札書投入後速やかに指名業者等の立会いの上、開札しなければならない。

２　入札執行者は、補助者に開札することを告げさせるものとする。

（開札に伴う措置）

第20条　入札執行者は、開札の結果、入札価格の全てが予定価格を超えるときは、その旨を宣言し直ちに再度入札に付するものとする。

２　再度入札の実施後なお落札となるべきものがないときは、当該入札を打ち切るものとする。

（落札の保留）

第21条　入札執行者は、建設工事において開札の結果、予定価格に対する最低入札価格の比率が９５％以上の場合は、落札の決定を保留し、井原市建設工事高落札率入札調査要領（平成１９年８月１日施行）に基づき、適正な積算に基づいて入札価格が設定され当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査しなければならない。

２　入札執行者は、建設工事において開札の結果、井原市低入札価格調査要領（平成１３年４月１日施行）に定める調査基準を下回るものがあるときは、落札の決定を保留し、井原市低入札価格調査要領に基づき最低価格入札者と契約するか否かを審査し決定するものとする。

３　最低入札者と契約しない場合は、次順位者が前２項に定める基準に該当しないときは落札者と決定し、該当するときは前項と同様の手続をとるものとする。

（落札の決定）

第22条　入札執行者は、入札の結果落札となるべき者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。）があったときは、直ちに落札決定の旨を宣言し、その落札金額及び落札者の商号又は氏名を公表し、当該入札は終了したことを告げるものとする。

２　入札執行者は、落札となるべき同価入札をした者が２名以上あるときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の９の規程により、最初に当該入札者「落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじ」を引かせて、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせ落札者を決定するものとする。

３　前項の同価入札をした者には、地方自治法施行令第１６７条の９の規程による落札となる同価の入札者の抽選結果（様式第３号）に記名押印させるものとする。

４　入札執行者は、第２項の場合においてくじを引かない者があるときは、入札事務に従事していない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の無効）

第23条　入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効としなければならない。

　（1） 競争に参加する資格を有しない者のした入札

　（2） 委任状を持参しない代理人のした入札

　（3） 記名押印を欠く入札

　（4） 金額を訂正した入札

　（5） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

　（6） 明らかに連合によると認められる入札

　（7） 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者の入札

　（8） 再度入札において前回の最低入札金額を上回った入札

　（9） その他入札に関する条件に違反した入札

　（10）予定価格を事前公表したとき、その予定価格を上回った入札

　（11）建設工事の入札において、内訳書を提出しなかった者及び内訳書の合計金額が入札金額と異なるなど内訳書の内容に不備がある者のした入札

（入札の打切）

第24条　入札執行者は、２回の入札において落札者がないときは、入札が不調となった旨を宣言し、当該入札を打ち切るものとする。

２　前項の場合においては、原則として指名替をして新たに入札手続を行うものとする。

（入札の辞退）

第25条　入札執行者は、指名業者から入札辞退の申し出があった場合は、入札書に「辞退」と記載させ提出させるものとする。

２　前項の場合において、指名業者１人を残し他の者が辞退した場合は、当該入札を中止し指名審に諮るものとする。

（入札不参加）

第26条　入札執行者は、指名業者が入札に参加しないときは、理由書を提出させるものとする。

（電磁的方法による入札の特例）

第27条　入札執行者は、この要領の規定にかかわらず、入札の手続きについては、電磁的方法（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）による入札により行うことができる。

２　電磁的方法による入札を行うために必要な事項は、市長が別に定める。

（その他）

第28条　この要領により入札事務を適正に執行するものとする。ただし、市長が別に要綱等を定めた場合はこの限りでない。

附　則

この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１０月１日から施行する。